

学校いじめ防止基本方針

本宮市立本宮第一中学校

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪、その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

＜具体的ないじめの例＞

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称 いじめ対策委員会
- ② 構成員 校長 教頭 教務 生徒指導主事 各学年主任 教育相談担当教諭 養護教諭
(必要に応じて、SC, SSW)
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・ いじめの相談、通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつたときの組織的な対応のための連絡・調整

(3) いじめの未然防止のために

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に、教職員一丸となって取り組む。
- ② 生徒が心の通じ合うコミュニケーションができるような能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍し、自己有用感や自己肯定感を得ることができるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合い、尊重し合える人間関係をつくる。
- ④ 教師と生徒の信頼関係を目指し、教職員の言動が生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校いじめ基本方針及び取り組みについての理解を図る。
- ⑥ ケース会議などを開き、教職員のいじめに関する研修を行う。

(4) いじめ早期発見のために

- ① いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの積極的な認知に努める。
- ③ 日頃より、生徒や保護者から訴えやすい雰囲気作りをする。
- ④ 日頃から生徒に積極的に関わるなどして信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く持つ。
- ⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・ アンケートの項目の見直し
 - ・ アンケート後の教育相談の実施

(5) いじめに対する措置について

- ① いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。
 - ア 当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認する。
 - イ その結果を生徒指導主事を経由して、校長・教頭に報告する。
 - ウ いじめ対策委員会を開催し、今後の対応について協議する。
- ② いじめが確認された場合には、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては、生徒の人格の成長を心に留めながら、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
 - ア いじめをやめさせ、再発防止に努める。
 - イ いじめを受けた生徒、またはその保護者に対する支援を迅速かつ継続的に行う。
 - ・ 家庭訪問を実施し、迅速に事実関係を伝える。
 - ・ 当該生徒を支える体制をつくる。
 - ・ 解決したと思われても当該生徒を見守り、折に触れ必要な支援をする。
 - ウ いじめを行った生徒に対する指導、またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ・ 保護者へ速やかに連絡する。(事実に対する保護者の理解が得られるよう努める。)
 - ・ 学校と保護者が連携して対応することを確認する。
 - ・ 当該生徒に対して行為の重大さを理解させ、その責任を自覚させる。
 - ・ いじめの状況に応じて、特別な指導計画による指導や出席停止の措置をとる。
 - エ いじめを見ていたり同調していたりした生徒には、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

オ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みの削除や書き込んだ生徒への対応については、必要に応じて専門機関や外部機関と連携して対応する。

③ いじめが犯罪行為である場合は、本宮市教育委員会に報告し指示を仰ぐ。さらに、必要に応じて郡山北警察署本宮分庁舎との連携を図りながら対応する。

④ 重大事態への対処については下記のとおりとする。

<重大事態とは>

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・ 生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき ※ 年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合も含む。

<重大事態の調査>

ア 調査を進めるうえで、重大事態の調査組織を設置する。

- ・ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係がない第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保する。

イ 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・ いつ、だれから、どのような態様で、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校はどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

【いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合】

- ・ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に考える。
- ・ いじめた生徒への指導やいじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

【いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合】

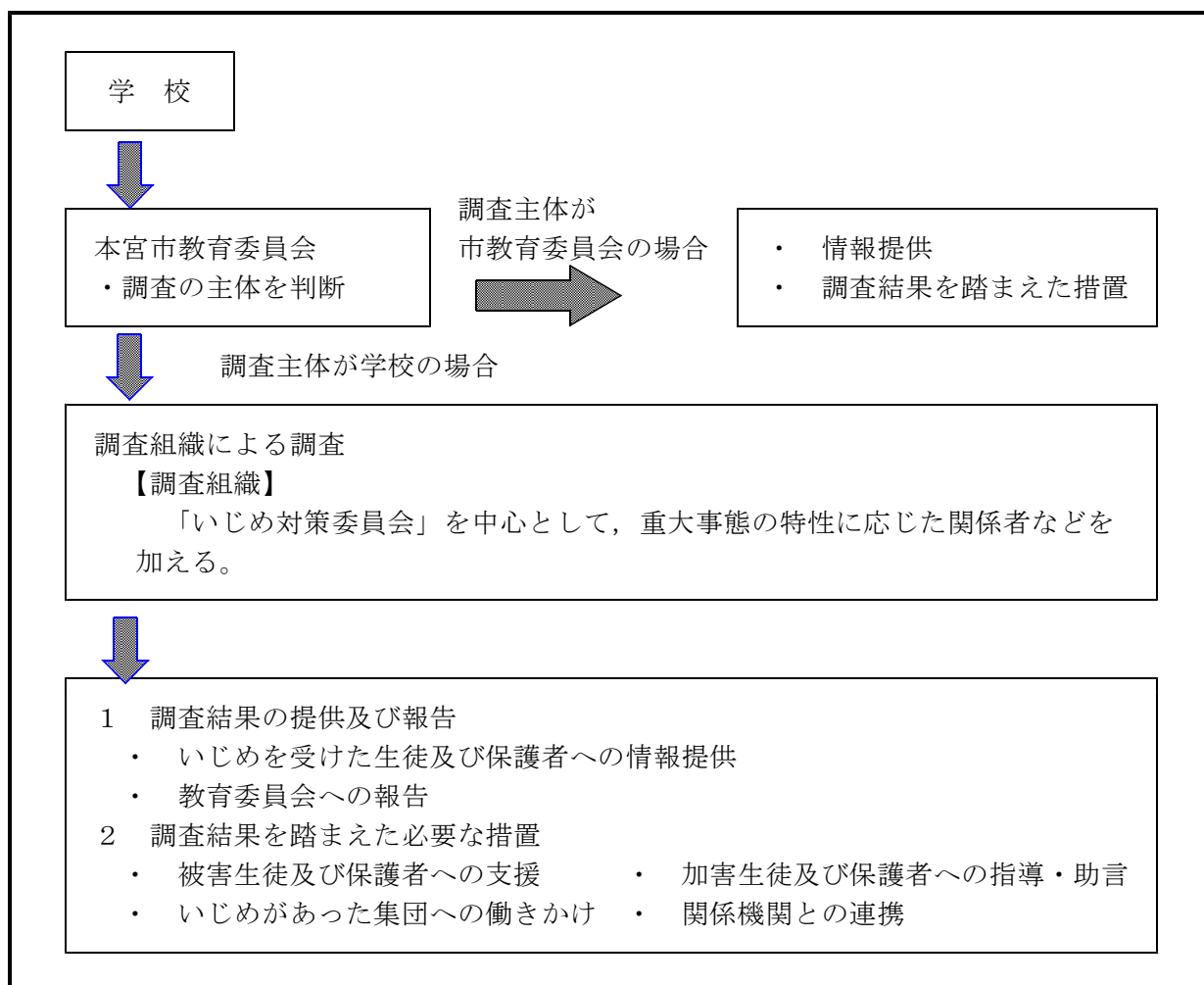
- ・ 生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を進める。
- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査により事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止に努める。

※ 生徒や保護者から重大事態に至ったと申し出があったときは「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大な事態が発生したものとして対応する。

ウ 調査を実施する。

- ・ いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り、網羅的に、明確に、速やかに調査する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

<重大事態への対応>



(6) 年間計画

月	実態調査・面談等	校内研修計画	いじめ防止対策会議	評価計画
4	いじめ実態調査	校内研修1 未然防止と早期発見	第1回いじめ防止対策会議	計画・目標の作成と提示
5	第1回二者面談			
6				
7				
8			第2回いじめ防止対策会議	
9	いじめ実態調査	研究授業		中間評価

10	第2回二者面談	研究授業 校内研修2 いじめの対応		
11	教育相談	研究授業		
12		研究授業		
1			第3回いじめ 防止対策会議	
2				年間評価・報告
3				

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

「いじめ」に関するアンケート

下にあげた1～25について、A「されたことがある」、B「されたことはないが見たことがある」、C「されたことも見たこともない」のどれかに○をつけなさい。

- | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|---|---|
| 1 | 掃除や給食の当番など、自分のやるべきことを他の人にやらせる | A | B | C |
| 2 | 体操服や教科書、文房具などの忘れ物を他の人に取りに行かせる | A | B | C |
| 3 | ノートを人にとらせたり、宿題などを他の人にやらせたりする | A | B | C |
| 4 | 自分のかばんや荷物などを、無理やり他の人に持たせたりする | A | B | C |
| 5 | 本人が行きたがらないところへ無理やりさそって連れて行く | A | B | C |
| 6 | 昼食時におかずなどを無理やりにとる | A | B | C |
| 7 | お金や文房具などを借り、そのまま返さない | A | B | C |
| 8 | 金をくれと言ったり、金をつごうしてこいと言ったりする | A | B | C |
| 9 | かげ口を言ったり、ありもしないことを言いふらしたりする | A | B | C |
| 10 | いやなあだ名や気にしていることを人前でずけずけと言う | A | B | C |
| 11 | 他人の身体や性格などを悪意を持って言いふらす | A | B | C |
| 12 | 他人の家庭のことで気にしていることを悪意を持って言いふらす | A | B | C |
| 13 | 人の教科書や靴などをわざとかくしたり、作品をこわしたりする | A | B | C |
| 14 | いやがらせの落書きをしたり、いやがらせの電話をかけたりする | A | B | C |
| 15 | 自分では直接せず、他の人を使っていやがらせをする | A | B | C |
| 16 | 自分では手を出さずに、他の人に命令して暴力をふるわせる | A | B | C |
| 17 | 遊びだと言って、首をしめたり押さえ込んだりする | A | B | C |
| 18 | たいした理由もなく、なぐったりけったりする | A | B | C |
| 19 | 下級生におじぎやあいさつを強制する | A | B | C |
| 20 | 態度が悪いからといって、上級生が下級生をいろいろな方法でせめたてる | A | B | C |
| 21 | 部活動などで、練習だといって、先輩が後輩を無理にしごく | A | B | C |
| 22 | お互いに悪いところがあるのに、一方的に相手だけに謝らせる | A | B | C |
| 23 | 「親や先生に告げ口したら許さない」と言って、口止めをする | A | B | C |
| 24 | たいした理由もなく、一人をおおぜいで無視したり、仲間はずれにしたりする | A | B | C |
| 25 | グループから離れたいと思っても、なかなか自由にさせない | A | B | C |

いじめ，ダメ！絶対に…

～ 早期発見のためのチェック項目 ～

本宮市立本宮第一中学校

No	チェック項目
①	登校時刻が遅くなってきた。
②	頭痛や腹痛を訴える回数が増えた。
③	最近元気がなく，表情が暗くなってきた。
④	以前と比べ，声をかけても返事がない。
⑤	教師とのコミュニケーションを避けるようになってきた。
⑥	円形脱毛が見られる。
⑦	眉毛の抜毛が見られる。
⑧	手の甲や手首に傷がみられる。
⑨	生活の記録の提出が断続的になった。
⑩	宿題等課題を提出しなくなった。
⑪	授業中，ぼーっとしていることが多くなった。
⑫	教科書やノートへの落書きが目立つようになった。
⑬	休み時間や教室移動時など，一人でいることが多くなった。
⑭	給食を残すようになった。
⑮	部活動を休むようになった。
⑯	帰りの学活終了後，すぐに下校するようになった。
⑰	用事もなく昇降口の下駄箱に集団で行くことが多くなった。
⑱	用事もなくトイレに集団で行くことが多くなった。